

平成 19 年 4 月 27 日

第 16 回農薬専門調査会幹事会審議農薬の概要

1. テブコナゾール

(1) 用途

殺菌剤

(2) 審議の経緯

厚生労働省より、いわゆるポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値が設定されており、平成 18 年 9 月 4 日に厚生労働省より意見聴取をされた。

また、農薬取締法に基づく適用申請（小麦等）及び食品衛生法に基づくインポートトレランス申請（マンゴー等）がされており、平成 19 年 2 月 23 日付けで厚生労働大臣より意見聴取され、第 3 回確認評価第二部会において ADI が決定した。

(3) 評価の概要

本剤は、発がん性試験において、ラットに甲状腺の C 細胞過形成及び腫瘍が、マウスに肝細胞腫瘍が認められたが、遺伝毒性は認められないことから発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価にあたり閾値を設定することは可能であると考えられた。

各試験の無毒性量の最小値は、イヌを用いた 1 年間慢性毒性試験の 1.5 mg/kg 体重/日であったが、この試験では最小毒性量以下の用量を低く設定しすぎていること、追加試験で得られた無毒性量が 2.94 mg/kg 体重/日であることから、イヌを用いた 1 年間慢性毒性試験の無毒性量は 2.94 mg/kg 体重/日であると判断し、これを根拠として安全係数 100 で除した 0.029 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量（ADI）とした。

2. ピラクロニル

(1) 用途

除草剤

(2) 審議の経緯

農薬取締法に基づく新規登録申請（水稻）がされており、平成 18 年 1 月 13 日に厚生労働省より意見聴取をされ、第 9 回総合評価第二部会において ADI が決定した。

(3) 評価の概要

試験結果からは、発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。

なお、高用量群で肝臓及び甲状腺への影響が認められたが、ラットを用いた肝薬物代謝酵素誘導試験の結果、両所見は薬物代謝酵素誘導に基づくものであると結論された。

各試験の無毒性量の最小値は、ラットを用いた慢性 / 発がん性併合試験の 0.44 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として安全係数 100 で除した 0.0044 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量（ADI）とした。